

特定商取引に関する法律施行令の改正について

2025年10月20日
消費者庁取引対策課

消費者委員会への諮問について

- ✓ 特定商取引法第 64 条第 1 項の規定により、以下の事項に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会への諮問が必要

【諮問事項】

- 特定商取引法第26条第 1 項第 8 号二に規定する、適用除外に係る規定の改正

○特定商取引法

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項第一号、第二十六条第一項第八号二、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 （略）

行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令について

- ✓ 令和7年6月6日、行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が成立し、同月13日に公布された。改正法は、令和8年1月1日に施行されることがされている。
- ✓ 改正法においては、①行政書士の使命及び職責に関する規定の創設、②特定行政書士の業務範囲の拡大、③業務の制限規定の趣旨の明確化、④両罰規定の整備を主な内容としている。
- ✓ その施行に伴い以下の政令について、所要の規定の整理を行うもの。
 - 特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）
 - ・ 改正法による行政書士法の条ずれ措置等を行う。

特定商取引法の適用除外について

- ✓ 特定商取引法においては、他の法律の規定によって、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に係る取引を行う購入者等の利益を保護することができると認められる場合は、各規制の適用除外としている。
- ✓ 特定商取引法第26条第1項第八号二に基づく適用除外については、各個別法において、実効性のある規制体系が構築されているか否か、つまり不当な勧誘や広告等について、以下の2点が満たされているかにより判断している。
 - ①消費者被害に対する是正措置が整備されていること
 - ②是正措置を発動することが可能となるような法目的との整合性

○特定商取引法 (適用除外)

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一～七 (略)

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ～ハ (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2～10 (略)